

【申告書の書き方】

はじめ 申告書に住所、氏名、生年月日、電話番号及び個人番号を記入してください。

令和4年中収入のあった人 【所得金額】令和4年1月1日から12月31日までの所得金額等を記入してください。

【所得の分類とその計算方法】各項目の説明をよく読んで、所得金額を計算してください。

● **事業所得** (営業等・農業)

自分で事業(商工業や自由業など)を経営したり、農漁業を営んで得た所得で、**収入金額－必要経費** でその所得を計算します。

注意 収入金額とはその事業から1年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために1年間に使った費用の合計をいいます。

● **不動産所得**

土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得で、**収入金額－必要経費** でその所得を計算します。

※事業・不動産所得については収入と必要経費の明細を申告書裏面に記入後、表面を記入してください。

● **配当所得**

株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、**収益分配金＝配当所得** となり、その他の所得は **収入金額－株式などの元本を取得するために借りた借入金の利息** でその所得を計算します。

注意 一定の上場株式等の配当、公募証券投資信託(特定株式投資信託を除く)の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得については、府民税配当割の課税対象となり申告は要しません。申告した場合は、他の所得と合算して所得割で課税され所得割額から配当割額を控除します。

● **給与所得**

会社などにお勤めの方などが得る給料、賞与による所得で、**給与収入－給与所得控除** でその所得を(表1)により計算します。

(表1) 給与所得金額の計算

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円～ 550,999円		0円
551,000円～ 1,618,999円		収入金額－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	収入金額÷4＝	A×2.4+100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	(千円未満の端数切捨て)	A×2.8－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	_____,000円→A	A×3.2－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円		収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円

● **雑所得**

(公的年金等)	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの所得	収入金額－公的年金等控除(表2参照)
(業務)	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得	収入金額－必要経費
(その他)	生命保険の年金(個人年金)など上記以外のものによる所得	でその所得を計算します。

(表2) 公的年金等に係る雑所得金額の計算

公的年金等の収入金額の合計額(A)	昭和33年1月2日以後に生まれた人		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	600,000円※	500,000円※	400,000円※
1,300,000円超～ 4,100,000円以下	(A)×25%+275,000円	(A)×25%+175,000円	(A)×25%+75,000円
4,100,000円超～ 7,700,000円以下	(A)×15%+685,000円	(A)×15%+585,000円	(A)×15%+485,000円
7,700,000円超～10,000,000円以下	(A)×5%+1,455,000円	(A)×5%+1,355,000円	(A)×5%+1,255,000円
10,000,000円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

公的年金等の収入金額の合計額(A)	昭和33年1月1日以前に生まれた人		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円以下	1,100,000円※	1,000,000円※	900,000円※
3,300,000円超～ 4,100,000円以下	(A)×25%+275,000円	(A)×25%+175,000円	(A)×25%+75,000円
4,100,000円超～ 7,700,000円以下	(A)×15%+685,000円	(A)×15%+585,000円	(A)×15%+485,000円
7,700,000円超～10,000,000円以下	(A)×5%+1,455,000円	(A)×5%+1,355,000円	(A)×5%+1,255,000円
10,000,000円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

※公的年金等の収入金額の合計額を限度額とします。
令和4年中無収入の人

申告書の裏面の収入(所得)のなかった方等の欄に生活状況等を記入してください。

令和5年度分 町民税・府民税申告書

忠岡町長宛 表

現住所 忠岡町 業種又は職業

1月1日現在の住所 同上 電話番号

フリガナ 生年月日 個人番号

氏名 大・昭平・令 (宛名番号)

代理申告者 住所 続柄 (宛名番号)

氏名 電話番号 (処理欄)

提出年月日 年 月 日

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料	事業 営業等	アイ					
社会保険料 国民年金保険料 その他() 合計	不 動 産	ウ					
15 新生命保険料の計 旧生命保険料の計	利 子	エ					
生命保険料 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計	配 当	オ					
介護医療保険料の計	給 与	カ					
16 地震保険料控除	公的年金等	キ					
17～19 寡婦控除 ひとり親控除 障害者控除	雑 業	ク					
20 障害者控除	そ の 他	ケ					
21～22 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者控除	短 期	コ					
1 氏名	長 期	サ					
2 氏名	一 時	シ					
3 氏名	事 業	①					
4 氏名	農 業	②					
5 氏名	不 動 産	③					
6 氏名	利 子	④					
7 氏名	配 当	⑤					
8 氏名	給 与	⑥					
9 氏名	公的年金等	⑦					
10 氏名	雑 業	⑧					
11 氏名	そ の 他	⑨					
12 氏名	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩					
13 氏名	総合譲渡一時	⑪					
14 氏名	合 計	⑫					
15 氏名	社会保険料控除	⑬					
16 氏名	小規模企業共済等掛金控除	⑭					
17 氏名	生命保険料控除	⑮					
18 氏名	地震保険料控除	⑯					
19 氏名	寡婦、ひとり親控除	⑰					
20 氏名	勤労学生控除	⑱					
21 氏名	障害者控除	⑲					
22 氏名	配偶者(特別)控除	⑳					
23 氏名	扶養控除	㉑					
24 氏名	基礎控除	㉒					
25 氏名	13から24までの計	㉓					
26 氏名	雑損控除	㉔					
27 氏名	医療費控除	㉕					
28 氏名	合計(㉓+㉔+㉕)	㉖					

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・府民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

● **所得金額調整控除**
総所得金額を計算する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除(表3)を控除します。 ※(1)、(2)のどちらにも該当する場合は、(1)の控除後の金額から(2)を控除します。

(表3) 所得金額調整控除の控除額

対象	所得金額調整控除の計算方法
(1) 給与等の収入金額が850万円を超える人で、以下のいずれかに該当する人 ①本人が特別障害者に該当する ②年齢23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額－850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円
(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある人で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える人	(給与所得控除後の給与等の金額+公的年金等に係る雑所得の金額)－10万円 ※給与所得及び公的年金等に係る雑所得は10万円を上限とする

● **譲渡所得** (総合課税)

土地や建物以外の財産を売ったとき **収入金額－取得費や譲渡経費－50万円(特別控除)** でその所得を計算し、その財産の所有期間が5年を超える場合、長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば1/2だけが課税の対象となります。

● **一時所得**

懸賞金など継続性のない一時的な所得で、 **収入金額－収入を得るための費用－50万円(特別控除)** でその所得を計算し、さらにその1/2だけが課税の対象となります。

分離課税の税額計算方法については、係までお問い合わせください。

以下の控除を受ける際は、まず所定の欄に必要事項を記入したうえで控除額を入れてください。

【所得控除】(所得から差し引かれる金額)

- **社会保険料控除** (領収書または、証明書等が必要です)
あなたが支払った、あなたや生計を一にする親族の国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他の健康保険料、雇用保険料などの合計額。
※あなた以外の人の公的年金から特別徴収された社会保険料などは、あなたの控除にはお使いいただけません。
※給与や年金の報告書に記載のない国民健康保険料などの普通徴収分は、自動的に控除されません。
- **小規模企業共済等掛金控除** (領収書が必要です)
あなたや、あなたの親族のために支払った小規模企業共済掛金(旧第二種を除く)と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金の合計額。
- **生命保険料控除** (領収書または、証明書等が必要です)
あなたや、あなたの親族を受取人とする生命保険、個人年金、介護医療保険の支払額から算出した控除額の合計額で70,000円が限度額です。

(1) 旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合 (2) 新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合

支払った保険料等の額(A)	控 除 額	支払った保険料等の額(A)	控 除 額
15,000円以下	<A>の全額	12,000円以下	<A>の全額
15,001円～40,000円以下	<A>×0.5+7,500円	12,001円～32,000円以下	<A>×0.5+6,000円
40,001円～70,000円以下	<A>×0.25+17,500円	32,001円～56,000円以下	<A>×0.25+14,000円
70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円

※(1)と(2)の双方の保険契約等に係る控除がある場合は、(1)と(2)のそれぞれの計算式でもとめた控除の合計額(各控除の上限28,000円、合計限度額70,000円)

- **地震保険料控除** (控除証明書が必要です)
あなたや、あなたと生計を一にする親族のために支払った損害保険料から算出した、地震契約分と長期分の控除額の合計額で25,000円が限度額です。
*長期損害保険とは保険期間が10年以上で満期返戻金があり、かつ、平成18年12月31日までに契約したもの
ア．地震保険料控除のみの場合、支払った地震保険料×0.5(最高限度額25,000円)
イ．長期損害保険料控除のみの場合
ウ．地震保険料控除と長期損害保険料控除を併用の場合
下記①+②の金額(最高限度額25,000円)
① 支払った地震保険料×0.5
②
- | 支払った長期保険料(A) | 控 除 額 |
|------------------|----------------|
| 5,000円以下 | <A>の全額 |
| 5,001円～15,000円以下 | <A>×0.5+2,500円 |
| 15,001円以上 | 10,000円 |

- **障害者控除**
普通 26万円
特別 30万円
同居特別障害 53万円
- **寡婦控除**(表4参照)
- **ひとり親控除**(表4参照) 30万円
- **勤労学生控除** 26万円
- **配偶者控除**(表5参照)
- **配偶者特別控除**(表5参照)
- **扶養控除**
一般 33万円
特定 45万円
老人 一般 38万円
同居老親等 45万円
- **基礎控除**(表6参照)

(表5) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

区分	配偶者の合計所得金額	控除を受ける方の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	一般 33万円	22万円	11万円
		老人 38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※ 控除を受ける方の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

● **障害者控除から基礎控除までの説明については裏面をご覧ください。**
● ***16歳未満(年少扶養親族)の扶養控除は廃止されましたが、非課税限度額の算定等については従前どおり人数に含めるため記載が必要です。**
● **専従者控除**
あなたが事業を営んでいる場合、次に該当する専従者1人につき、下記の控除額を必要経費とみなして、収入金額から控除します。
(要件) あなたと生計を一にする配偶者、15歳以上のその他の親族で専従した期間が1年を通じて6ヶ月を超える場合
次の①と②のいずれか低い方の金額
①50万円(配偶者の場合は86万円)
②(事業所得+不動産所得など)÷(専従者の数+1)

- **雑損控除** (領収書の添付または提示が必要です)
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者またはその他の親族が、災害や盗難または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額。
1 {損失金額－保険金などで補てんされる金額}－{総所得金額等×10%}
2 災害関連支出の金額－5万円
- **医療費控除** (※①または②の選択制となり、明細書が必要です)
①医療費の実負担額－{(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない方の金額}(控除限度額200万円)
②(特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金などで補てんされる金額)－1万2千円
(控除限度額8万8千円、健診結果等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要)